

○御船町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例

平成 20 年 3 月 24 日

条例第 9 号

(趣旨)

第 1 条 [この条例](#)は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成 19 年法律第 40 号)第 9 条第 1 項の規定に基づき、工場立地法(昭和 34 年法律第 24 号)第 4 条の 2 第 1 項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 [この条例](#)における用語の意義は、工場立地法の規定の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合)

第 3 条 [この条例](#)を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、[次の表](#)のとおりとする。

	区域の範囲	緑地の面積 の敷地面積 に対する割 合	環境施設の 面積の敷地 面積に対す る割合
乙種地区	御船 482—1 辺田見 1609、1736、1737、1741、1742、1743、1744、 1745、1746、1747、1753—1、1754、1755、1756、 1757、1758—1、1758—2、1759、1760、1761、1762 —1、1762—2、1763、1764、1765、1766、1767、 1769、1770、1771、1772、1776、1777、1778、1779、 1780、1803、1806、辺田見 1888—7、1888—8、1888 —10、1888—13 高木 2212—1、2233—3、2267—1、2307—5、2315 —3、2342—3、2378—1、2378—3 高木 2070、2071、2077、2079、2080、2189—1、 2263、2266、2267—4、2502—1、2505—1、2507 —1、2507—3、2507—4、2511、2511—1、2512、 2515、2517、2517—1、2522—1、2522—3、2527	10%以上	15%以上

	—1、2530—1、2530—2、2530—3、2533—2、2534—1、2534—3、2534—4、2538、2539、2539—1、2540、2543—1、2544—1、2544—2、2544—3、2544—4、2546—1、2546—2、2547—1、2552、2553—1、2554、2070—4、2571、2572、2593、2620—1		
--	---	--	--

附 則

[この条例](#)は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 9 月 27 日条例第 14 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 29 年 7 月 31 日から適用する。